

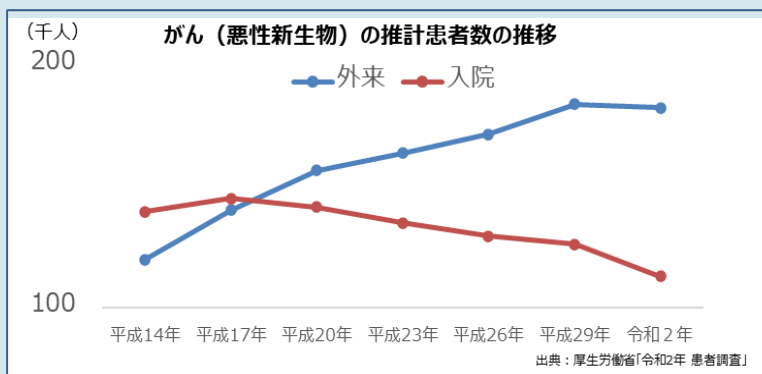
2024年7月始期契約より リニューアル！

# 就業障害定義緩和（三大疾病）特約

従業員さまの三大疾病からの早期職場復帰をより一層支えるため補償内容をリニューアルしました！



## <制度リニューアルの背景>

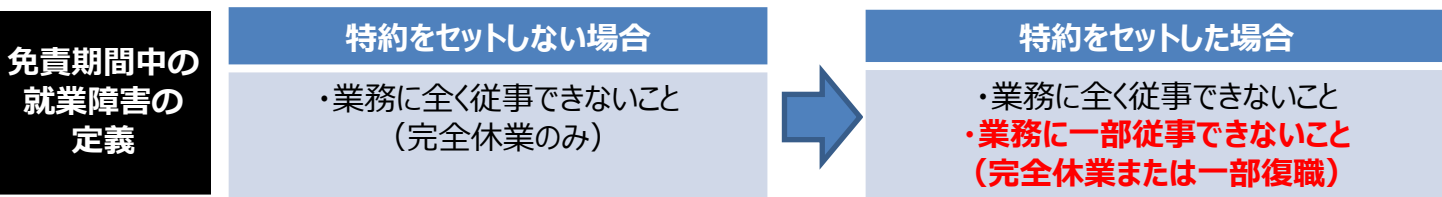


医療技術の進歩により、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療方法は入院治療から通院治療に変化してきており、早期に復職されるケースが増えています。時短勤務や通院治療により、従来どおりの所得を得られないケースもあり、早期に復職し治療と仕事を両立している従業員を支える補償が必要です。

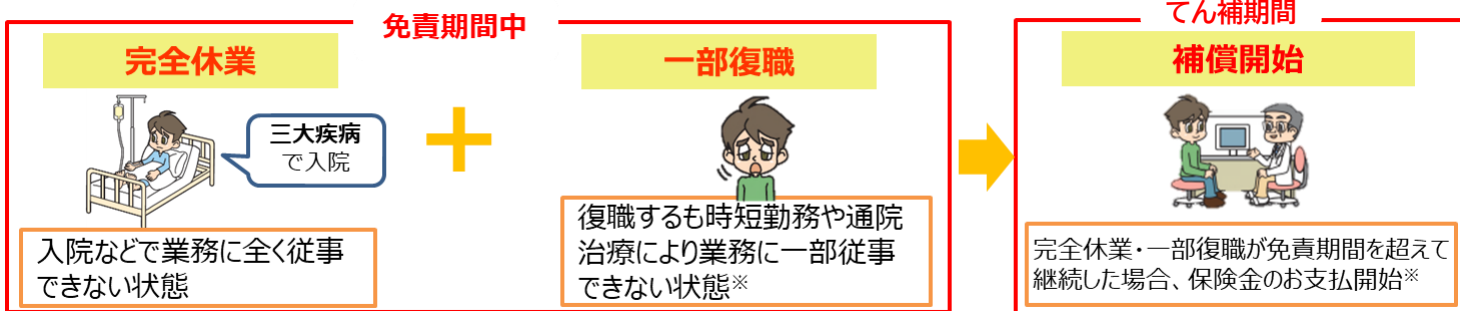
特にがんは、改正がん対策基本法で、企業にはがん患者の雇用の継続等に対する配慮が義務付けられており、これまで以上に治療と仕事の両立を支援することが重要です。

## <就業障害定義緩和（三大疾病）特約とは>

「免責期間中の就業障害の定義」において、「業務に全く従事できないこと」に、三大疾病を被り、就業に支障が発生している場合は「業務に一部従事できないこと」を加え、免責期間カウントの要件を緩和する特約です。



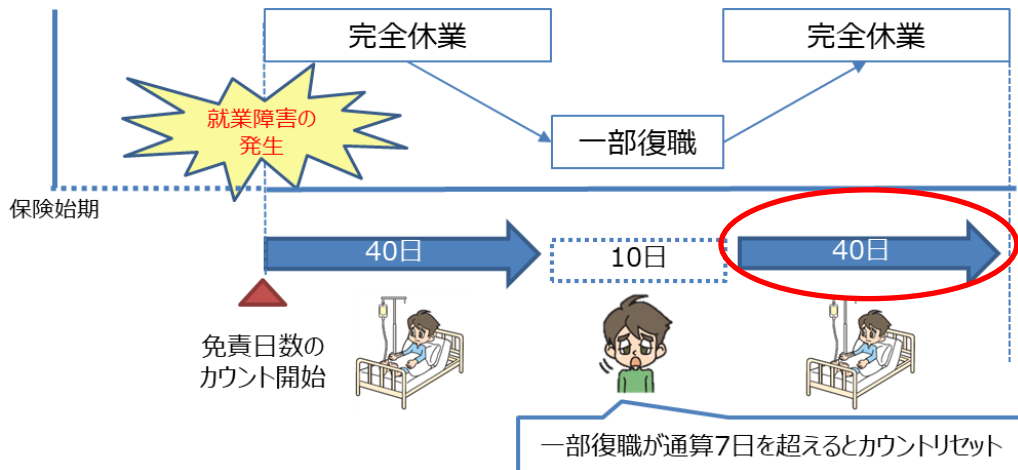
## <就業障害定義緩和（三大疾病）特約をセットしたケースの例>



※ 一部復職した際に免責期間またはてん補期間が継続するためには、就業障害となる身体障害が残存していることが必要です。それに加え、損失を補てんするという考え方から、てん補期間中は所得喪失率が20%超であることも必要ですが、免責期間中は所得の減少は問いません。

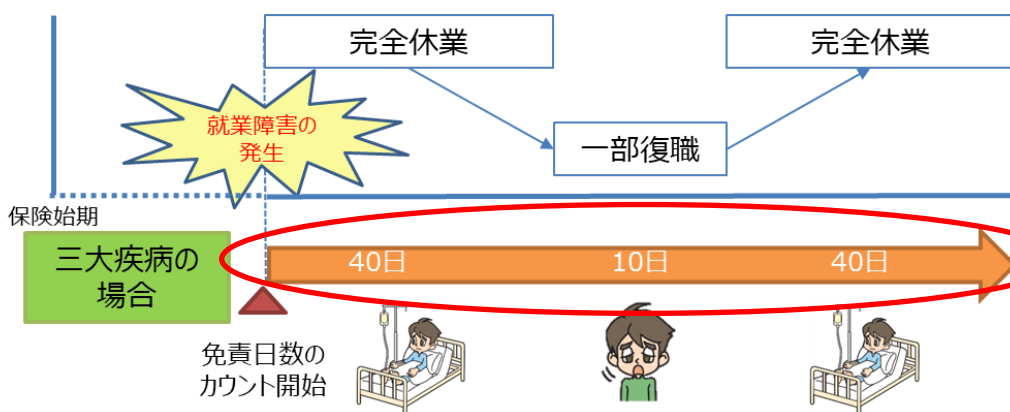
## これまでの長期収入サポート保険（GLTD）

これまでの長期収入サポート保険（GLTD）では、90日の免責期間中は「**完全休業**」※が保険金支払要件になっており、免責期間中に一部復職された場合（早期に復職するも所得が減少している場合等）は免責期間がリセットされるという問題がありました。※期間内の一時的復職日数7日間までは同一免責期間としてカウント（一時的復職日数は免責日数には含みません）



免責期間内に10日間一部復職した場合、就業障害発生からの免責日数は途中でリセットされ、**40日**となる（免責期間残日数は90-40日=50日）

## 就業障害定義緩和（三大疾病）特約がセットされていると



三大疾病による就業障害の場合は、**一部復職10日間も免責日数としてカウントし、リセットされない**。また、完全休業および一部復職が免責期間を超えて続く時に、91日目から補償がスタートする（40日+10日+40日=90日）

**三大疾病の治療では、通院治療の増加により「治療を受けながら働く」という選択をする方が増えています。本特約がセットされていることで、免責期間のカウントを継続させることができ、仕事と治療の両立をサポートします！**

団体長期障害所得補償保険の就業障害定義緩和（三大疾病）特約の概要を示したものです。ご加入のご検討にあたっては「長期収入サポート保険（GLTD）パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

### ■お問合わせ先等

#### 取扱代理店

ブリヂストンビジネスサービス株式会社 保険事業部  
本社：東京都中央区京橋3丁目1番1号  
東京スクエアガーデン2 2階

#### お問合わせ先

**【TEL】03-6836-3563**  
**【FAX】03-6836-3569**

#### 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京企業営業第二部 営業第二課  
東京都中央区日本橋3丁目5番19号  
あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル

（団体長期障害所得補償保険）  
（2024年2月承認） A23-103808